

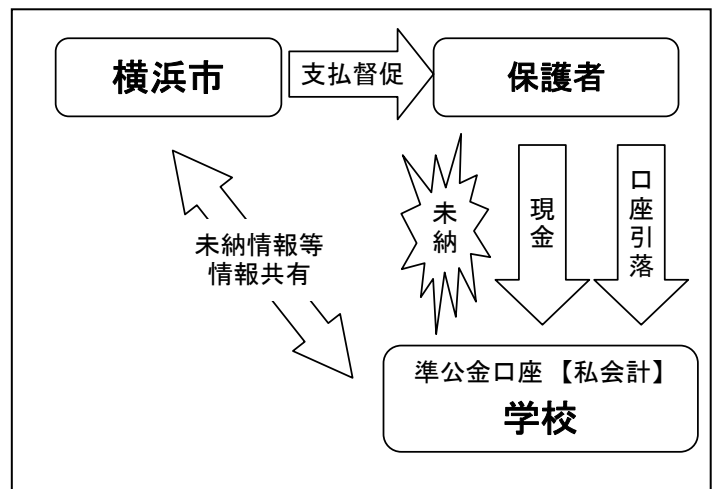
給食費の公会計化について

学校給食費については、公会計化に向けて検討を進めているところですが、公会計化にあたり、学校給食費の徴収管理方法など整理すべき課題があり、現在、庁内に設置した学校給食費公会計化検討委員会の中で、徴収管理方法について、事務局及び学校での執行体制、コスト等様々な観点から検討を進めております。

また、会計処理の方法や、給食物資の調達方法など様々な課題を整理し、条例で定めるべき事項・内容について検討を進めております。

1 現行の徴収管理方法

- ・保護者は、他の準公金と同様に口座引落や現金で学校に納入。
- ・学校において、徴収台帳で徴収状況を管理、未納者に対し督促等を行う。
- ・教育委員会事務局において、学校と調整のうえ、支払督促等を行う。



2 公会計化に向けて整理すべき課題

項目	整理すべき内容
(1) 徴収管理	<ul style="list-style-type: none"> ・約20万件の徴収管理の方法(システム開発) ・転出入する児童生徒の給食費 ・食物アレルギー等を抱える児童生徒の給食費 ・生活保護・就学援助の取扱 ・金銭会計規則等に則った会計処理
(2) 学校現場	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場の業務負担 ・事務局及び学校現場の執行体制
(3) 会計処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出予算の計上方法 ・未収金への対応方法 ・価格等調整への対応
(4) 給食物資の調達	<ul style="list-style-type: none"> ・基準献立の物資調達方法 ・学校独自献立の執行方法
(5) 条例	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を整理したうえでの条例内容 ・施行規則等の整理

3 従来の私会計方式のメリット・デメリット

事項	メリット	デメリット
(1) 私会計制度	・「給食費を歳入とする必要がない」とする国の行政指導(昭32)に基づき、学校 の状況に応じ学校で柔軟に対応できる	・会計処理上、法的に不十分な面がある
(2) 学校現場の体制	・給食の提供と会計処理が一体であり、 学校現場での管理が確実にできる ・各学校で家庭状況等に応じたきめ細か い徴収管理を行うことができる ・学校独自献立の給食実施が学校の裁 量で行われる	・給食費の徴収管理が学校事務の負担 となっている ・個別の学校単位では、法的手続きなど 未納対策に限界がある
(3) 給食費の未納	・給食費の入金額で、必要な給食物資の 調達・提供を行えば、収入の欠損がなく、 補てんをする必要がない	・給食費を正しく支払っている児童が実費 以上に負担することになり不公平感があ る ・保護者は基本的に学校で指定した金融 機関等からの口座引落である

4 公会計のメリット・デメリット

事項	メリット	デメリット
(1) 公会計制度	・市の予算会計制度の中で、市(学校)と 保護者との間の金銭授受の適正化が図ら れる	・事務の繁雑さ・事務の増加を軽減する 必要がある
(2) 学校現場の体制	・徴収管理システムの検討等によって は、学校事務の軽減が図られる ・督促業務等が市に移行することにより、 教職員の時間的負担や精神的負担が軽 減できる	・電算システムや管理コストがかかる ・従来行われていた保護者との間のきめ 細かな徴収管理が行われない ・学校独自献立の給食を実施する場合、 市の会計規則に則り執行する必要があ る
(3) 給食費の未納	・市の歳入未収金となることから、教員の 立替や正しく支払っている児童からの補 てんがなくなり不公平感がなくなる ・システムを構築した場合、保護者が指 定した金融機関等から口座引落を行うこ とができる	・市の歳入未収金となるため未収金対応 の検討が必要である

5 公会計化スケジュール (案) 【徴収管理システムを構築する場合

- ・平成 22 年 6 月 徴収管理方法の方針決定
- ・平成 22 年第 3 回
又は第 4 回市会定例会 給食費条例制定
- ・平成 22～23 年度 徴収管理システム構築
- ・平成 23 年 9 月～ 給食費公会計化予算編成
- ・平成 24 年度 給食費公会計化施行